

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	甲賀市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.koka.lg.jp/9569.htm">http://www.city.koka.lg.jp/9569.htm</a>

執行機関名 甲賀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第90号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第90号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年条例第90号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の <u>福祉</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児、小中学生、重度心身障害者(児)、母子家庭の母等及び児童、父子家庭の父等及び児童、 <u>ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年条例第90号) 甲賀市福祉医療助成条例施行規則(平成16年規則第76号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	助成対象者に係る申請等(申請又は届出という。)の受理、その申請等に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者若しくは当該助成対象者の扶養義務者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
備考		